

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令参照条文

道路交通法の一部を改正する法律（平成二十五年六月十四日法律第四十三号）（抄）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び附則第六条から第八条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二・三 （略）